

有価証券の評価⑥

部分純資産直入法について解説

金融調査部 研究員 斎藤航

第12回では、「その他有価証券」の会計処理方法である部分純資産直入法について説明します。具体的な会計処理例も補論で記載しています。

前回の復習：その他有価証券は原則として全部純資産直入法で処理する

その他有価証券は期末には時価で評価し、原則として全部純資産直入法で会計処理しますが、部分純資産直入法という方法で会計処理することも認められています。今回は部分純資産直入法について説明します。

部分純資産直入法

その他有価証券は全部純資産直入法の代わりに、継続して適用することを条件に部分純資産直入法という方法で処理することも認められています。部分純資産直入法では、当該有価証券の時価の変動による差額がプラス（期末時価－取得原価＞0、つまり、期末時価＞取得原価）であれば、全部純資産直入法と同様に貸借対照表の純資産の部に計上します。しかし、当該有価証券の時価の変動による差額がマイナス（期末時価－取得原価＜0、つまり、期末時価＜取得原価）であれば当期の損失（費用）として損益計算書に計上します（図表1）。

図表1 時価の変動による差額の計上方法まとめ（その他有価証券）

| | 期末時価＞取得原価 | 期末時価＜取得原価 |
|-----------------------------------|--------------------|----------------------|
| 全部純資産直入法 (原則的方法) | 貸借対照表の 純資産の部に計上 | 貸借対照表の 純資産の部に計上 |
| 部分純資産直入法 (継続適用を条件に 認められる方法) | 貸借対照表の 純資産の部に計上 | 損益計算書に 当期の損失として計上 |

(出所) 企業会計基準委員会「金融商品に関する会計基準」などより大和総研作成

なぜ、有価証券の時価の変動による差額がプラスであれば当期の収益としないのに、マイナスであれば当期の損失とするか、というと、収益はできるだけ慎重に・遅めに計上するが、損失（費用）はできるだけ精緻に・早めに計上しようとする保守主義の原則という考え方が会計にはあるからです。企業の利益は収益から費用（損失）¹を引くことで求めます。そして、企業は利益のなかから配当を株主に支払うため、利益が多いほど社外により多くの企業の財産が出ていく可能性が高くなります²。企業は将来の不確実性があるなか活動を行っているため、できるだけ社内に財産を多く残すことで将来のリスク（例えば、コロナ禍などの事業環境の変化で突然売上が急減するなど）に備えるのが望ましい面があるともいえます。もちろん、保守主義の原則に基づいた会計処理が過度に行われてしまうと、財務諸表は企業の活動を適切に反映しなくなってしまいます。その他有価証券の会計処理方法として、全部純資産直入法を原則としながらも、継続して適用することを条件に、（例外的な方法として）部分純資産直入法が認められているのはこうした背景があります。

その他有価証券は、売買目的有価証券と異なり売却して換金しにくいですが、換金できないわけではありません。そこで、時価の変動により損失が出た場合は、換金してすぐに損失とするのは実務上難しいものの、損失をできるだけ早めに計上しようという保守主義の原則に基づき、損失が出たと考え、損失のみ早く計上することも認められているというわけです。

会計処理の流れとしては、期末に時価の変動による差額がプラスであれば貸借対照表の純資産の部（マイナスであれば損益計算書）に計上すると同時に、差額分をその他有価証券の帳簿価額に加算（減算）します。そして、次の期首にはその他有価証券の帳簿価額を取得原価に戻す洗い替え処理が求められます。会計処理の流れは、全部純資産直入法と同様なので、詳細は[第11回](#)の図表1を参照してください。部分純資産直入法を適用した場合の会計処理例は[補論](#)に記載しています。

以上、第7回から有価証券の評価について説明してきました。次回は、金融商品のリスクを低下させたり、逆にリスクを取った上で高いリターンを獲得を目指したりする目的で設計された金融商品である「デリバティブ」の評価について見ていきます。

（次回予告：第13回 デリバティブの評価）

¹ 損失は、有価証券の評価損や火災による損害など収益の獲得に貢献しない損のこと입니다。給料や売上原価など収益の獲得に貢献する損と損失を合わせて費用といます。

² ほかに、利益が多いほど支払う税金も多くなるため、社外により多くの企業の財産が出ると考えられます。

補論：その他有価証券の会計処理例（部分純資産直入法を適用した場合）

X社が、X1年度中にY社株式、Z社株式をそれぞれ120円、100円で取得したとします。X1年度期末にはY社株式、Z社株式の時価がそれぞれ150円、80円になっているとします（図表2）。Y社株式、Z社株式どちらもその他有価証券に区分し、部分純資産直入法を適用した場合の会計処理例を示します³。

図表2 その他有価証券の保有例

| | X1年度 | |
|------|------|------|
| | 取得原価 | 期末時価 |
| Y社株式 | 120円 | 150円 |
| Z社株式 | 100円 | 80円 |

（出所）大和総研作成

【Y社株式取得日】

Y社株式を現金で支払い取得したとします。現金という資産を減少させ、その他有価証券という資産を増加させます。

| （借方） | | （貸方） | |
|-------------------|------|------|------|
| その他有価証券 （Y社株式） | 120円 | 現金 | 120円 |

【Z社株式取得日】

Z社株式を現金で支払い取得したとします。Y社株式取得と同様の会計処理となります。

| （借方） | | （貸方） | |
|-------------------|------|------|------|
| その他有価証券 （Z社株式） | 100円 | 現金 | 100円 |

【X1年度期末】

Y社株式については、時価の変動による差額は+30円（=150円-120円）で、プラスなので、全部純資産直入法と同じように、「その他有価証券評価差額金」という科目を用い貸借対照表の純資産の部に計上します。同時に、それに対応する形で、借方にその他有価証券を同額計上し、その他有価証券の帳簿価額に加算します。

³ 厳密には税効果会計を適用する必要がありますが、本シリーズでは会計処理を簡単にするため税効果を考慮しません。

| (借方) | | (貸方) | |
|-------------------|-----|------------------|-----|
| その他有価証券 (Y社株式) | 30円 | その他有価証券 評価差額金 | 30円 |

Z社株式については、時価の変動による差額は-20円(=80円-100円)とマイナスなので、全部純資産直入法と異なり、「有価証券評価損益」という科目を用い、当期の損失(費用)として損益計算書に計上します。同時に、それに対応する形で、貸方にその他有価証券を同額計上しその他有価証券の帳簿価額を減らします。

| (借方) | | (貸方) | |
|----------|-----|-------------------|-----|
| 有価証券評価損益 | 20円 | その他有価証券 (Z社株式) | 20円 |

【X2年度期首】

その他有価証券は、前期末(X1年度期末)に計上したその他有価証券評価差額金や有価証券評価損益を戻す洗い替え方式により処理します。洗い替え方式により処理することで、X1年度期末にその他有価証券の帳簿価額へ加算(減算)した分がX2年度期首に減算(加算)されるため、その他有価証券の帳簿価額が取得原価に戻ります。従って、X1年度期末の会計処理と同様に、X2年度期末にその他有価証券の評価差額(時価の変動による差額)を計算する際、X2年度期末の時価と帳簿価額(=取得原価)を比較することができ、仮にX2年度期末にその他有価証券を売却した際にどの程度収益(損失)が出るのかがわかりやすくなります。

| (借方) | | (貸方) | |
|------------------|-----|-------------------|-----|
| その他有価証券 評価差額金 | 30円 | その他有価証券 (Y社株式) | 30円 |

| (借方) | | (貸方) | |
|-------------------|-----|----------|-----|
| その他有価証券 (Z社株式) | 20円 | 有価証券評価損益 | 20円 |

以上